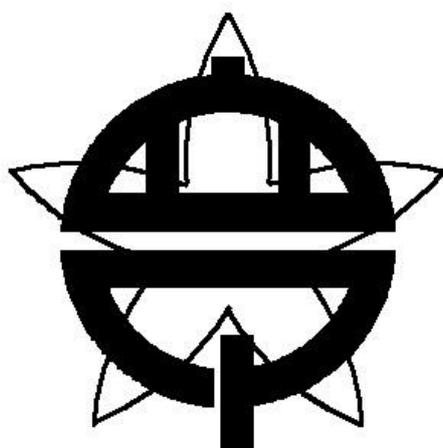


令和 3 年度

学校防災マニュアル



立間小学校 防災教育 合言葉
「率先避難者たれ！」

宇和島市立立間小学校

目 次

I	非常災害の危機管理	(ページ)
	目的と基本方針、防災管理組織、災害発生時の対応	2 ~ 3
	○ 消火器配置図(校舎配置図)	4
	○ 管理場所及び管理責任者	5
	○ 教職員緊急連絡網	6
II	災害に対する予防・措置等	
	一般的事項、地震発生時の予防・対応	7 ~ 8
	風水害に対する事前の対策と発生時の対応	8 ~ 10
III	地震発生時の対応について	
	一般的避難対応、職員の心得、児童等の心得	11 ~ 13
	1 地震発生時の共通対応マニュアル	13
	2 地震発生時の職員対応マニュアル	14
	○ 津波発生時の対応	15
	3 災害発生時(放課後活動中)の対応マニュアル	16
	4 災害発生時(校外活動時)の対応マニュアル	17
	5 風水害(台風)等発生時の対応	18 ~ 20
	○ 引き渡し・緊急時連絡カード	21
IV	災害発生時の危機管理	
	1 災害対策本部の設置	22
	2 災害に関する用具一覧	23
	3 心のケア	24
V	原子力災害に対する予防・措置等	25
VI	弾道ミサイル発射に対する措置等	26

I 非常災害の危機管理

1 目的と基本方針

(1) 目的

消防法第8条に基づき、本校の災害を予防し、非常災害時の際、人命及び重要物件等を保護し、被害を最小限にとどめることを目的とする。

また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

(2) 基本方針

ア 児童に対して、各教科、特別活動及び総合的な学習の時間などのあらゆる機会を通して火災、地震、津波、土砂崩れ、落雷、風水害等への正しい理解を得させ、非常災害に当たっての心構えを身に付けさせるとともに、避難方法の熟知徹底を図る。

イ 非常災害時には、児童の安全保護を第一とし、消火及び重要物件の搬出等は、その場の状況に応じて教職員がこれに当たる。

ウ 地震発生時には必ず津波が来るものとして、高台へ逃げることを第一とした避難行動の定着を図る。

エ 火災については、事故の未然防止を旨とし、日常の点検・整備並びに生徒の指導に当たるものとする。

オ 非常変災時の組織はできるだけ簡素化し、非常災害対策はそれぞれの状況に応じて臨時の措置がとれるよう配慮する。

2 防災管理組織及び消火器配置図

(1) 防災管理組織

ア 本 部 校長（防災責任者） 教頭（防火管理担当者）

イ 情報連絡係 教頭

（ア） 防災計画の立案、避難訓練の計画・実施、安全点検

（イ） 消防署への通報、市教委・市災害対策本部への連絡など

ウ 避難誘導係 松下・赤松

エ 救 助 高田・藤田

オ 搬 出 松田・濱本

非常持出し物の整理・管理、持出し計画

カ 救 護 松下・白石

キ 初期消火・初期対応 松田・教頭

(2) 消火器配置図 P. 4

3 災害発生時の対応

(1) 災害発生時の教師の対応

ア 児童の在校時に非常災害が発生した場合

（ア） 異常を発見した者は、直ちに職員室に通報する。

（イ） 職員室で通報を受けた者は、直ちに警報を鳴らし、緊急放送を通じて、異常の概要を全職員及び全児童に知らせるとともに、火災の場合は必ず119番へ通報する。

（ウ） 緊急放送を受けた教職員は、直ちに指導下にある児童を把握して事態に対処するとともに校長の指示を待つ。状況によっては直ちに避難誘導する。

非常事態が休み時間等に発生した場合は、学級担任（不在の場合は他学年の担任）が直ちに教室に赴き、児童の指導及び指揮に当たる。

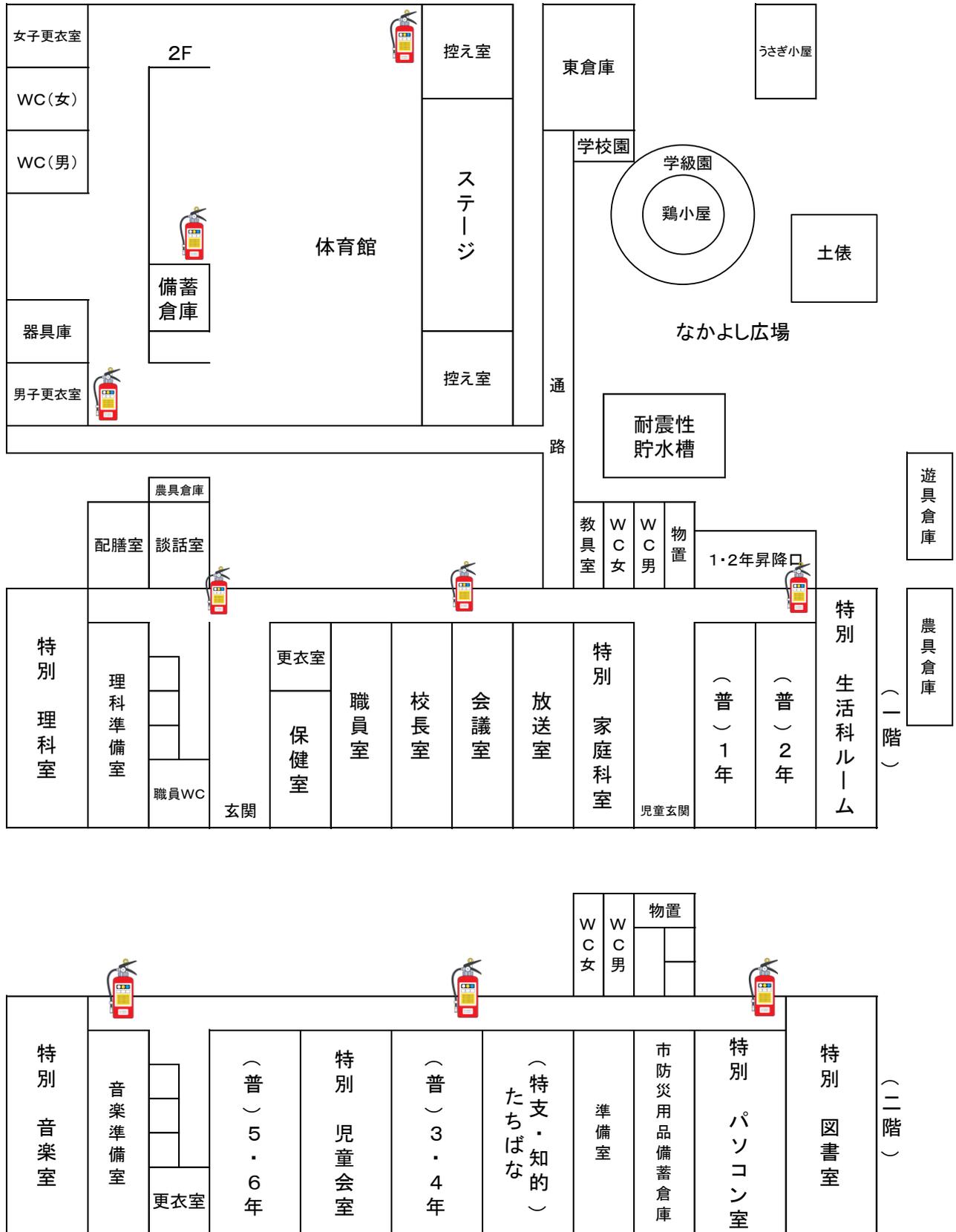
火災発生が報じられた場合は、空き時間の教職員（休み時間の場合は、担任以外）が直ちに消火器を持って火災現場に赴き、初期消火に当たる。

（エ） 校長は、児童の避難・消火等に対し全体的な判断を下し、各階の責任者に指示するとともに、状況に応じて非常持出し物の搬出を命じる。

- (オ) 校長は、電話により速やかに事故の状況を町教委へ通報するとともに、後日文書をもって報告する。
 - (カ) 校長が不在の場合は、教頭が全体指揮に当たる。教頭も不在の場合は、教務主任が指揮する。
 - イ 夜間・休日等に非常災害（火災）が発生した場合
 - (ア) 発見者は直ちに119番に通報するとともに、校内にある者が初期消火を呼び掛ける。なお、校長、教頭にも連絡し、指示を受ける。
 - (イ) 校長は、状況に応じ職員連絡網により全職員の招集を命じる。
 - (ウ) 連絡に当たる者以外は、初期消火に当たる。
 - (エ) その他、非常持出し物の搬出等、臨機の処置をとる。市教委への連絡等は、児童在校時に準ずる。
- (2) 児童の避難誘導
- 大震災時においては、児童は恐怖心に襲われ、パニック状態に陥ることが予想される。教職員は、児童に対して安心感を与える言葉を掛けるとともに、常に児童一人一人を把握し、避難誘導に努める。
- (3) 災害発生時の児童の対応
- 「地震が起きたら津波が来る」の意識の下に、素早く高いところに避難する。
- ア 登下校中
 - (ア) 危険な場所からの避難・・・広い場所へ移動する（建築物や塀から離れる）。
 - (イ) 身体の保護・・・鞆などで頭を保護する。
 - (ウ) 災害の程度に応じた安全行動
 - ・ 災害が大きいときは、自宅・学校・避難場所のいずれか近い場所へ
 - ・ 災害が小さいときは、登校中は学校へ、下校中は自宅へ
 - イ 校舎内にいるとき
 - (ア) 身体の保護・・・机の下へもぐる、帽子をかぶるなどして頭部を保護する。
 - (イ) 避難口の確保・・・出入り口のドアを開ける。
 - (ウ) 危険物の処理・・・火の始末、電源を切る。
 - (エ) 本部の指示を待つ
 - ウ 校舎外にいるとき
避難場所へ移動する。
- (4) 児童の集団下校計画 ※ 集団下校、複数児童下校を原則とする。
- 校区内の被災状況を確認し、下校方法を決定する。
- ア 集団下校が必要な場合
地区別に集合し、人員確認の上、地区担当教師が引率する。
 - イ 下校が困難な児童
学校で一時保護し、保護者と連絡をとって判断する。

令和3年度 消火器配置図（校舎配置図）

宇和島市立立間小学校



令和3年度 管理場所及び管理責任者

責任者	管 理 責 任 場 所
校 長	
教 頭	校長室 職員室 男子教職員更衣室 校舎周辺 会議室 職員玄関 教具制作室 2階東階段上物置 屋上 堆肥場 農具倉庫
1年担任 (濱 本)	1年教室 1・2年昇降口 東倉庫 音楽室 音楽準備室 生活科ルーム
2年担任 (高 田)	2年教室 パソコンルーム 遊具置き場(農具倉庫横) 放送室 理科室 理科準備室 なかよし広場
たちばな学級担任 (藤 田)	たちばな教室 図書室 準備室 児童玄関 市防災用品備蓄倉庫
3・4年担任 (松 田)	3・4年教室 プール 体育館 運動場 体育倉庫 砂場 遊具(運動場) みかんの木 相撲場
5・6年担任 (赤 松)	5・6年教室 児童会室 2階女子更衣室 家庭科室 1階東階段下物置
養護教諭 (松 下)	保健室 手洗い場 足洗い場 体育館トイレ 1階西階段下物置 校舎内児童用トイレ プールトイレ
用 務 員 (白 石)	配膳室 プロパンガス庫(炊事外) 学校園 ストックハウス(談話室) 職員用トイレ 女子教職員更衣室(談話)

宇和島市立立間小学校
TEL52-1057
FAX52-2061

※ 個人情報を含んでいるため、
記載できません。

Ⅱ 災害に対する予防・措置等

【1 一般的事項】

1 出勤（登校）時に心掛ける事項

- (1) 授業及び執務等を行うのにふさわしい服装と履き物を着用する。
- (2) 緊急時に救急車・消防車の通行妨害にならないよう、自転車・自動二輪車等は所定の場所に置き、無許可で自動車等の乗り入れはしない。
※ 校門前には車を置かない。置く場合はキーを付けておく。

2 退勤時に心掛ける事項

- (1) 自室の戸締まりや電気等の火気の始末には十分留意する。
- (2) 担当教室の戸締まりや電気等の火気の始末、ガスの元栓が閉まっているか確認する。
- (3) 必要でない電気器具のコンセントは抜いておく。
- (4) 火気の有無を点検する。
- (5) その他、窓締め等の安全を確認後、消灯の上施錠して退室する。

3 職員が心掛ける事項

- (1) 職員は率先して、児童の安全確保や施設の安全管理に配慮する。
- (2) 児童の問題行動に気付いたら、その場で注意し、職員に情報を発信する。

【2 地震発生時の予防・対応】

1 予 防

- (1) 危険物は、日常的に使用する物でも、倒れたり落下したり移動したりしないような状態にして管理する。
- (2) 重い装置や書架などは、床・壁あるいは柱などに固定する。
- (3) 必要以上に物品を積み上げない。また、物品を収納する場合は、できるだけ重量物を下に置くよう心掛ける。
- (4) 消火器、屋内消火栓及び火災報知器等の設置場所と使用方法を平素から確認・熟知しておく。
- (5) 校舎内の整理・整頓に留意し、安全な避難経路を平素から確保しておく。また、非常口の近くや防火扉のそばに物を置かない。

2 地震発生時の対応

- (1) 発生直後（※ 基本姿勢「自分の命は自分で守る」）
 - ア 丈夫な机などの下に隠れさせる。または、壁や柱の近くに身を寄せさせる。
 - イ 落下物・転倒物から、特に頭部を守らせる。
 - ウ ドアを開けて非常脱出口を確保する。※ 慌てて外に飛び出させない。
- (2) 揺れがおさまった後
 - ア 不用意に戸外に避難させない。なお、避難する場合は、周囲の状況をよく見て判断し、周囲の安全を確かめながら速やかに最寄りの避難場所に避難させる。
 - イ 教職員は、最寄りの特別教室やトイレ等に児童が取り残されていないかを確認する。
 - ウ 避難場所に移動したら、安全確認のため、職員（校長）に避難完了の報告をする。
 - エ 倒れやすい物には近寄らせない。
 - オ 使用中の火気・危険薬品等を処置する。
 - カ 火災が発生したら、周囲の人に知らせ初期消火に努める。

キ けが人が出たら救助に努める。救急措置をとり、必要に応じて応援を求める。

(重傷で一刻を争う場合は119番通報)

- ※ 自動車を運転中は、ラジオ等で状況を把握する。避難する際は、連絡メモを残し、キーは付けたまま車検証を持って徒歩で避難する。

3 避難状況の確認

- (1) 避難誘導中、また、誘導後、常に児童の安否（避難完了者・負傷者・要救助者等）について確認し、本部長（校長）に報告する。
- (2) 自宅等に避難している児童は、速やかに学校に所在を知らせ、安否確認に協力する。また本人だけでなく、友達等に関して知り得る安否等の情報を連絡する。

4 津波発生時

本部長（校長）の判断の下、速やかに第二次避難場所に避難する。

- ※ 上記を原則とし、「地震後は津波が来る」という意識を持って、素早く高台へ避難させる。

【3 風水害に対する事前の対策と発生時の対応】

1 風水害の発生に備えて

- (1) 日頃から、施設・設備の維持管理に努める。毎月(20日)の安全点検を確実に行う。

2 風水害の危険が迫ったら

- (1) 最新の気象警報や洪水予報、土砂災害に関する情報や避難情報等の収集に努める。情報収集の際には、テレビや屋外防災放送設備、防災ラジオや宇和島市安心安全情報メール、防災アプリ（伊達なうわじま安心ナビ）などを利用する。
- (2) 教育委員会や地域諸学校との連携をとり、児童等の安全確保の措置を講じる。
- (3) 校内やその周辺、屋上等に強風で飛散しやすい物を設置しないようにする。
- (4) 看板・サッカーゴール等、転倒すると危険な物は、撤去またはあらかじめ倒しておくなどの措置を講じる。
- (5) 窓は鍵を掛け、出入口のドアは閉鎖し、必要に応じてガラスの外部面を保護する。
- (6) 浸水の恐れがある場合は、必要に応じて消防団と連携し、土のうなどを事前に設置する。
- (7) 重要な書類・機器類・図書類・教材類や薬品類等の危険物を安全な場所へ移動する。
- (8) 停電に備えて、パソコンのデータを保存し、懐中電灯等を用意する。

3 台風が接近しているとき

- (1) 教室等で待避している児童・職員等に、校内放送等で状況を周知する。
- (2) 安全の確保を第一とし、職員による校内巡視を行う。

4 自衛水防の組織と任務分担

立間小学校の自衛水防組織として学校長を統括責任者とし、次の任務分担により、自衛水防組織を以下のとおり指定する。

係 別	任 務 内 容
統括責任者	自衛水防隊の各係に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	避難誘導に当たる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作に当たる。

5 洪水時の活動

洪水時には、次の防災体制をとる。

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	○洪水注意報発表	洪水予報等の情報収集 関係職員招集	情報伝達係
警戒体制	○大雨・洪水警報発表 ○立間地区避難準備・高齢者等避難開始発令	洪水予報等の情報収集 使用する資機材の準備 保護者への事前連絡 地域住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	情報伝達係 地域住民(自治会) 地元消防団 避難誘導係
非常体制	○避難勧告または避難指示(緊急)発令 ○立間川氾濫危険情報発表	施設全体の避難誘導	避難誘導係 地元消防団

6 洪水時の避難誘導

洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。

(1) 避難場所・経路

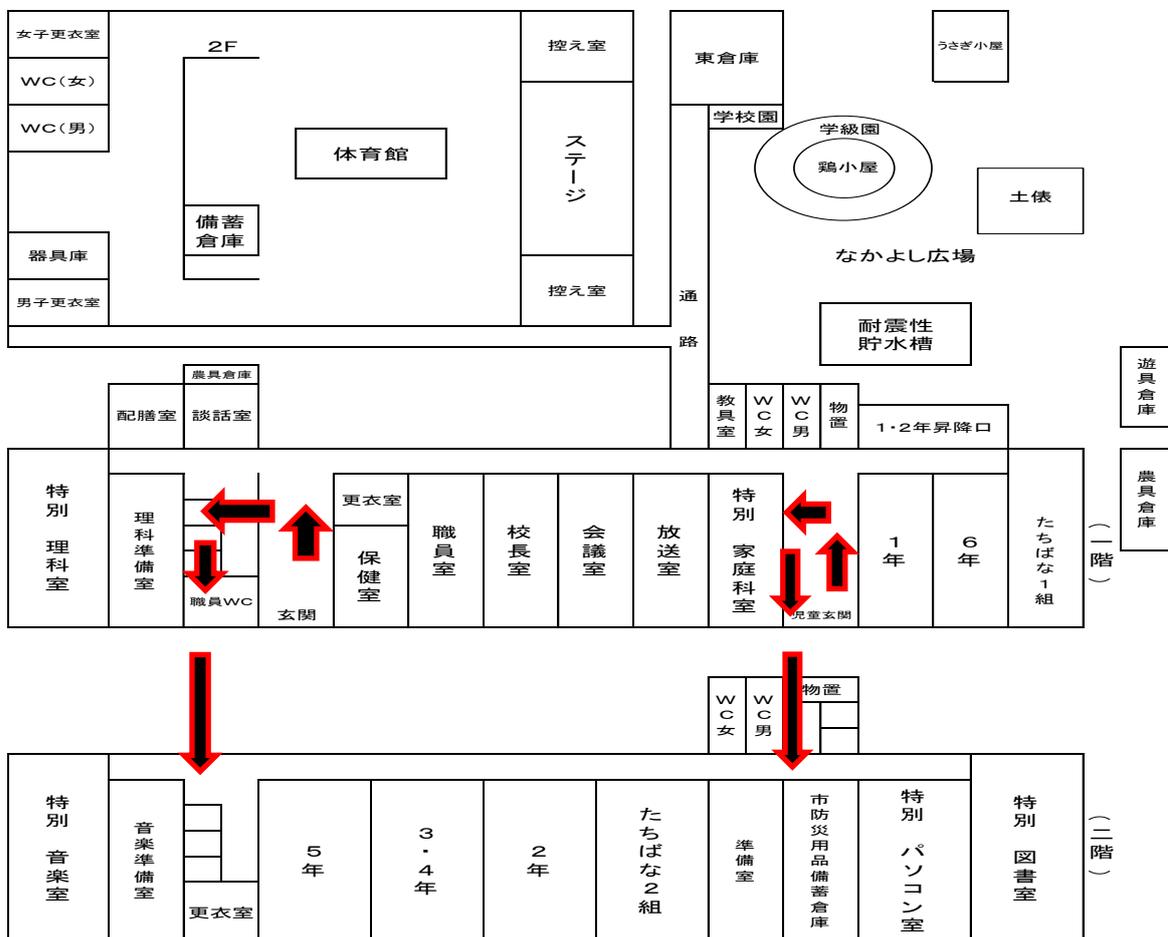
ア 洪水時(内水時)における避難場所は、本校校舎2階とする。

イ 周辺の浸水の状況やがけ崩れ等における場合も、本校校舎2階へ避難し、屋内安全確保を図るものとする。

ウ 洪水時(内水時)における避難場所までの避難経路は、以下のとおり(矢印)である。

令和3年度 校舎配置図

宇和島市立立間小学校



(2) 避難誘導方法

- ア 校舎外の避難場所へ誘導するときは、避難場所(運動場)までの順路、道路状況について説明する。
- イ 避難する際は、徒歩を原則とする。
- ウ 避難誘導に当たっては、拡声器やメガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- エ 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また、安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- オ 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- カ 浸水する恐れのある階または、施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

7 洪水に備えての準備品

震災に係る準備品に加えて、洪水に備え、次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

活動の区分	使用する設備品または資器材
情報収集・伝達	テレビ、防災ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー、防犯用ファブレット
避難誘導	名簿(児童、保護者、教職員)、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

8 洪水対策に係る教育及び訓練

施設管理者(学校長)は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

対象	予定実施月	内容
全教職員 全校児童 地域住民	5月下旬 6月中旬 10月中旬	(1) 洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修 (2) 情報収集・伝達に係る訓練 (3) 避難誘導に係る訓練 (4) 土砂災害に係る避難訓練及び避難所運営についての研修 (5) 児童引き渡しに係る訓練
全校児童	年間を通じて 定期的に	防災ハンドブックを活用した防災教育

Ⅲ 地震発生時の対応について

※ 「自分の命は自分で守る」意識の下に行動し、児童避難を優先する。そのため、児童の引き渡しは、警報解除後を原則とする。

【1 一般的避難対応】

- 1 室内にいる場合は、火気の安全を確かめ、教室等の出入口の扉を開け、机の下等に身体（特に頭部）を隠す。
- 2 廊下を通行中の場合は、壁の近くに身を寄せ、階段などを通行中の場合は、速やかにそこから離れ、近くの安全な場所に退避する。
- 3 体育館内にいる場合は、壁に身を寄せ、落下物に注意し、地震の揺れが収まり次第、第一次避難場所に避難する。
- 4 屋外にいる場合は、速やかに建物・高い壁・高い斜面・厚い盛土・橋・階段等から離れ、身の安全を守る。
- 5 学校内の駐車場で車を走行中の場合は、周囲の安全を確認の上、左端に停車し、必ずサイドブレーキをかけ、キーを付けたまま歩行者と同じように身を守る。
- 6 地震の揺れが収まったら、速やかに第一次避難場所に避難し、点呼終了後、素早く第二次避難場所へ移動する。このときも、余震が起こる場合が多いので安全に注意しながら速やかに退避する。

【2 職員の心得】

1 勤務時間内の地震発生時における対応

- (1) 火気・危険薬品を使用中の場合は、直ちに安全措置を講じ、教室等の出入口の扉を開け、速やかに机の下に身体、特に頭部を隠し、落下物・倒壊物・移動物から身を守る。
- (2) 万一火災が発生した場合は、消火器や屋内消火栓ポンプを作動させて初期消火に努める。
- (3) 負傷者がいるときは、救急処置を行うとともに、必要な場合は応援を求め、保健室へ担架で負傷者を運ぶ。なお、救急薬品は職員室と保健室、担架は保健室に備え付けておく。
- (4) 児童への対応
 - ア 授業中の教員が火気・危険薬品を使用中の場合は、児童に対して、直ちに安全措置を講じ、教室等の出入口の扉を開け、速やかに机の下に身体（特に頭部）を隠し、落下物や倒壊物・ガラスの破片から身を守るよう指示する。また、地震の揺れが収まり次第、第一次避難場所に避難させる。
 - イ 体育館で授業中の教員は、児童に対し、直ちに壁に身を寄せて、落下物に注意するよう指示する。また、地震の揺れが収まり次第、第一次避難場所に避難させる。
 - ウ 屋外で授業中の教員は、児童に対し、速やかに運動場の中央付近で身をかがめるよう指示する。
 - エ その他、学校内にいる児童に対しては、速やかに近くの安全な場所に待避し、地震の揺れが収まり次第、第一次避難場所に避難するよう指示する。その際、教員は、最寄りの特別教室、トイレ等に取り残された児童がいないか確認する。
 - オ 負傷者がいるときは、救急措置を行うとともに、必要な場合は応援を求め、負傷者を担架で保健室へ運ぶ。
- (5) 地震の揺れが収まったら、防災頭巾（ヘルメット）をかぶり、ライフジャケットを着て第一次避難場所に避難し、互いの確認をする。
- (6) 校長は、直ちに職員を招集、防災隊（職員）を編成し、防災活動にあたる。
 - ア 職員は、被害の状況を本部長（校長）に報告する。
 - イ 本部長（校長）は、職員とともに、被害の状況に応じた復旧活動を計画・実施し、応急対策及び復旧状況を確認する。

- ウ 職員は、速やかに指定された任務につき、適宜、本部長（校長）にその活動報告を行うとともに、指示を仰ぐ。
- (7) 本部長（校長）は、帰宅可能な児童・職員等を帰宅させ、帰宅不可能な児童・職員等は最寄りの避難所（学校内）に收容するとともに、帰宅者及び校内待避者の氏名を把握する。
- (8) 校内に待避した職員等は、本校の災害対策本部の指示の下、校内の保全、避難住民に対して必要な対応及び児童等の安否確認等に協力する。

2 勤務時間外の地震発生時における対応

- (1) 残務者は、火気等の安全を確かめ、教室等の出入口の扉を開け、身体の安全を確保する。
- (2) 万一火災が発生した場合は、消火器や屋内消火栓ポンプを作動させて初期消火に努める。
- (3) 負傷者がいる場合は救急処置を行うとともに、必要な場合は応援を求め、保健室へ担架で負傷者を運ぶ。
- (4) 児童等がいる場合は、最寄りの避難場所へ避難させる。
- (5) 地震の揺れが収まり次第、防災頭巾（ヘルメット）をかぶり、最寄りの避難場所に避難し互いの確認をする。
- (6) 自宅の被災状況により出勤可能な職員は、家族の安全を確認した後速やかに出勤する。
- (7) 出勤不可能な職員等は自宅等で待機し、校長にその状況報告を行い、指示を仰ぐ。
- (8) 本部長（校長）は、出勤した職員によって直ちに防災隊を編成し、防災活動に当たる。
- ア 職員は、各担当場所を中心に、被害の状況を本部長（校長）に報告する。
- イ 本部長（校長）は、職員とともに、被害の状況に応じた復旧活動を計画・実施し、応急対策及び復旧状況を確認する。
- (9) 本部長（校長）は、帰宅可能な職員を帰宅させ、帰宅不可能な職員を最寄りの避難所（校内）に收容するとともに、帰宅者と校内待避者の氏名を確認する。
- (10) 校内に待避した職員等は、本校の災害対策本部の指示の下、校内の保全・避難住民に対して必要な対応及び児童等の安否確認等に協力する。

【3 児童等の心得】

1 校内では

地震が発生しても慌てず、冷静に次のように各自で対処する。

- (1) 各教室・体育館で授業中の場合は、直ちに出入口扉を開け、速やかに机の下等に身体（特に頭部）を隠す。 ※ 体育館にいる場合は、壁に身を寄せ、落下物に注意する。
- (2) 実験中や調理中のとき、火気を使用中の場合は直ちに火を消すなどの安全措置を講じ、教室等の出入口扉を開け、速やかに机の下等に身体（特に頭部）を隠す。
※ 上記以外の場所で学習の場合は、揺れが収まり次第、速やかに避難場所に移動する。
- (3) 廊下を通行中の場合は、壁の近くに身を寄せ、安全に注意する。
- (4) 階段等不安定な場所を通行中の場合は、速やかにそこから離れ、近くの安全な場所に退避する。
- (5) 運動場にいる場合は、速やかに建物・高い壁・階段・送電線等から離れ、運動場中央で身の安全に努める。
- (6) 地震の揺れが収まったら、学級担任や指導教員等の指示に従い、周囲の安全を確かめながら速やかに第一次避難場所に避難し、互いの安全を確認した後、そこでの指示に従う。

2 校外では

まずは、その場で身の安全を図ること。その後、それぞれの地域で防災活動に当たっている地域の方の指示に従って行動する。また、学校や学級担任に所在を知らせる。

災害発生時の対応マニュアル

1 地震発生時の共通対応マニュアル

<発生時の対応>

- 1 まず、身を守る！
 - ・ 机、実験台、食卓の下などにもぐる。
 - ・ 余裕がなければ、手近なもので頭を保護する。
- 2 すばやく火元の始末！
 - ・ ガスの元栓、電気コンセント、実験器具など処置する。
- 3 非常口の確保！
 - ・ ドアを開ける。
- 4 緊急連絡先による連絡！
 - ・ 消防署に正確に連絡する。

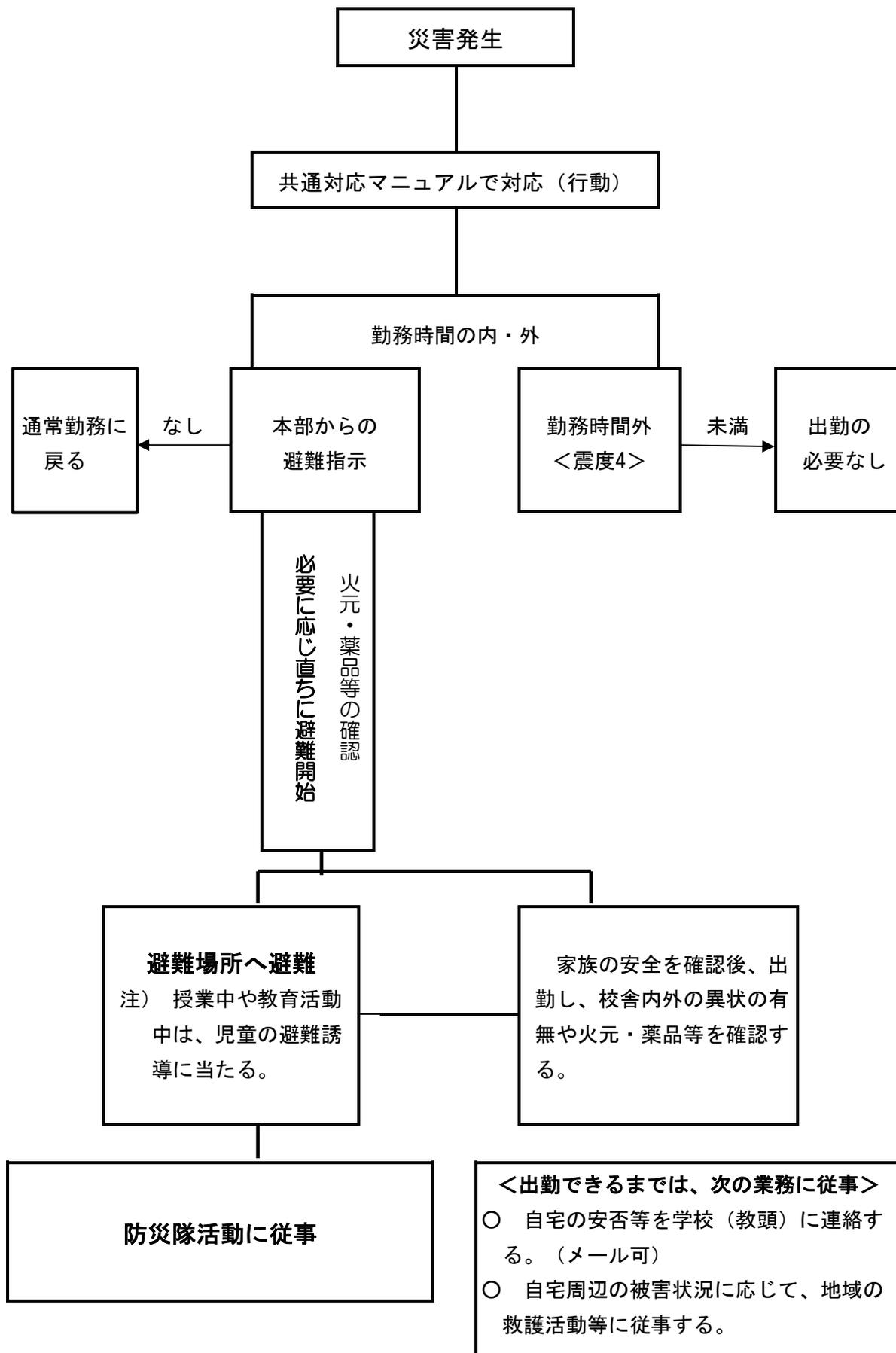
<発生直後の対応>

- 1 火元の確認！
 - ・ 火が出たら、落ち着いて初期消火をする。
- 2 周囲の人の安全を確認！
 - ・ 他の教室等で倒れた書庫等の下敷きになったり、けがをしている者がいたりしないか確認をする。
- 3 作動中、作業中の実験機器等の停止！
 - ・ スイッチ等を切る。

<発生後の対応>

- 1 隣接する部屋等で助け合う！
 - ・ 倒れた書庫等の下敷きになった人やけが人がいないか、確認する。
- 2 その後の余震に注意！
 - ・ 建物の状況により、余震で崩壊する恐れがある場合は、避難場所に避難する。

2 災害（地震）発生時の職員対応マニュアル



津波発生時の対応

津波の特徴（予想される津波の高さ）

- 津波は1波、2波、3波と繰り返して来る。
 - ・ 少なくとも12時間以上は警戒が必要。
 - ・ 必ずしも、第1波目が最大とは限らない。
- 陸上では予想された津波の高さの10倍程度の高さまで駆け上がる場合がある。絶対に油断しない。

予想される津波の高さ

津波注意報…約1m程度
 警報 津波…約3m程度
 大津波警報…約5m以上

**とにかく、素早く高台へ駆け上がること！
 自分で判断し、自分で責任を持って行動！
 自分の命は自分で守る！**

避難時の行動

- ① 学校や自宅周辺で大きな揺れを感じたら、直ちに高台などの安全な場所に避難
- ② 直ちにラジオなどのスイッチを入れるなど、情報収集
- ③ 津波注意報、警報が発令されたら、直ちに高台などの安全な場所に避難

避難のポイント

- ① 高台への避難と、より高いところへの避難（二次的な避難の実施）
 津波は、時に想像もつかない姿となる。過去の浸水区域や想定津波危険地区を逃れたからというだけで安心しないで、いざという時はもう一段高台の、より安全な場所に避難していく心構えが必要。
- ② 堅い物（岩場や堤防など）からできるだけ離れる。
 津波に飲み込まれた場合、岩やコンクリートなどの堅い物に叩き叩き付けられて気絶したり負傷したりすることが原因で水死するケースが多いことから、堅い物から極力離れる。
- ③ やむを得ず、建物に避難する場合は、海岸に面する前面の建物より、2列目、3列目の建物に避難する。また、3階建て以上の鉄筋コンクリートの建物に避難する。海岸の前面よりも陰になる場所で、津波のエネルギーを少しでも逃れることがベストである。

※ 南海トラフ巨大地震による津波の吉田地区（吉田湾）への到達予想時間及び予想津波高

最短津波到達時間		最大震度
津波高1m	最大津波水位	
29分	1.3m	7

3 災害（地震）発生時＜放課後活動中＞の対応マニュアル

1 放課後の活動内容

(1) 屋 外

ア 陸上練習等の課外体育

イ スポーツ少年団練習

(2) 屋 内 補充学習、音楽練習

(3) プール 水泳練習

2 教職員の対応と児童の行動

考えられる状況	教職員の対応	児童の行動		
		屋 外	屋 内	プー ル
<p>＜地震＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 激しい揺れで立ってられない。 ○ ガラスが割れて飛び散る。 ○ ボールが転がり、散乱する。 ○ ボールかご、得点表示板等が転倒する。 ○ バックネットやネット支柱が倒れるおそれがある。 ○ 柵や休憩所の屋根が倒れる恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 落ち着いて指示をし、全員の動きを把握する。 <ul style="list-style-type: none"> ・「その場に伏せなさい」 ・「頭を守れ」 ○ 転倒するものや、ガラスの飛散を考え、安全な場所へ移動させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教師の指示に従い、勝手な行動をとらない。 ○ 体を伏せて、主要動が収まるまでずっと待つ。 ○ ネットや照明灯などの近くには行かない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教師の指示に従い、勝手な行動をとらない。 ○ 体を伏せて、主要動が収まるまでずっと待つ。 ○ ガラスが飛散しないような場所へ移動する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教師の指示に従い、勝手な行動をとらない。 ○ プールサイドにつかまる ○ できればプールサイドに上がり、体を伏せる。
<p>＜主要動後＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ガラスの飛散や転倒物がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難経路を確保し、出入り口を開けて避難場所へ誘導する。 ○ けが人の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・応急手当 ○ 状況により活動の継続か中止を決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ グラウンド中央へ集まる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 頭を守りながら、体育館から靴を履き替えて避難場所へ移動する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ タオルを持って、靴を履いて避難場所へ移動する。

4 災害発生時＜校外活動時＞の対応マニュアル

＜遠足の例＞

考えられる状況	教職員の対処・指導	児童の行動
<p>＜主要動（強震）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各箇所で激しく揺れ、立ってられない。 ○ 道路に亀裂が入る。 <p>＜主要動後＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路に亀裂が入っている。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 遠足先の施設の職員からの指示がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前の準備を入念に行い、遠足先の状況や避難場所を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前（校外学習実施届・校外学習実施願作成時）に経路、交通機関、宿舎等の状況並びに避難場所、避難経路等を十分把握し、災害発生時に児童生徒等の安全確保が適切にできるように避難計画を作成する。 ・ 校外活動時の災害発生を想定し、携帯電話の利用等も含めた連絡体制をあらかじめ用意する。 ○ 引率責任者（校長、教頭、学級担任等）は、陣頭指揮を行う。 ○ 落ち着いて指示し、勝手な行動をさせない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「その場に伏せなさい。」 ○ 「落ち着け、けがをした者はいないか。」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人員を点呼する。 ・ 負傷者の有無を確認する。 ・ 救出、応急手当をする。 「〇〇へ集合しなさい。」 ○ 児童に近くの安全な場所へ一時避難するよう指示する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 足元に気を付けて移動させる。 ○ 施設の職員の指示に従う。 ○ 最寄りの公共施設に避難する。 ○ 津波や崖崩れの危険地域では直ちに避難する。 ○ 引率責任者は、児童の安全・状況を確認した後、学校と連絡を取る。必要に応じて、消防車、救急車等の要請を行う。 ○ 活動を中止する場合、速やかに学校に引率して帰校する。 ○ 保護者に状況を連絡し、必要に応じて迎えに来てもらう。 ○ 班行動等で教師がその場にいなくても想定し、事前に指導しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級での事前指導を中心に、遠足先や往復路の避難場所や安全な施設等を知る。 ○ 災害が発生した場合の具体的な行動の仕方を学習しておく。 ○ 教師の指示に従い、自分勝手な行動をとらない。 ○ 体を伏せて、主要動が収まるまでじっとする。 ○ 教師の指示をよく聞く。 ○ 声を出さない。 ○ 避難場所に移動する。 ※ 励まし合いの声掛け ○ 頭部を保護し、身を低くする、車道に出ない、建物・ブロック塀、窓ガラスなどから離れるなど、安全を確保しながら避難する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>おさない はしらない しゃべらない もどらない ちかよらない</p> </div>

5 風水害（台風）等の発生時の対応マニュアル

1 児童の措置について

(1) 児童の対応について

宇和島市に「警報」が発表された場合、登校前と登校後で対応を区別し、児童の安全を最優先した防災対策を講じ、事前に措置の内容や学校と家庭間の連絡方法などを各家庭に周知徹底する。また、風水害が予想される日の前日にも再度、確認し周知徹底する。

ア 登校前に「警報」が発令されている場合

登校前に「暴風」「大雨」「洪水」「暴風雪」「大雪」「津波」警報のうち1つでも発令された場合

○ 原則として「自宅待機」とする。

ただし、学校から登校の連絡があった場合は、その指示に従う。

※ 午前11時までに警報が解除にならなかった場合は、「臨時休業」とする。

その場合、当日の給食は中止となる。家庭へメールで知らせる。

※ 判断時刻は6時30分。ただし、行事等の場合は、6時とする。

○ 自然の家や体験学習等も原則として延期・中止とするが、目的地には警報が発表されておらず、出発を遅らせる措置等をとれば安全な場合などは、校長の判断により、実施することができる。

イ 登校後に「警報」が発表された場合

(ア) その時の状況を十分に考慮し、校長が措置を講ずる。

(イ) 集団下校の場合は、必ず職員が児童の帰宅を見届ける。

ウ 「警報」が解除になった場合

学校からの連絡を受け、その指示に従う。

(2) 措置の報告

ア 「臨時休業」の場合の報告

速やかに文書で教育委員会(学校教育課及び教育総務課)へ報告(FAX送信)する。

イ 「始業時刻の変更」等の措置の報告

速やかに文書で教育委員会(学校教育課及び教育総務課)へ報告(FAX送信)する。

(3) 特別措置に関する出欠の扱い

ア 全校休業措置をとった場合

(ア) 「臨時休業」に該当し、「授業日数」を減ずる。

(イ) 出席簿の扱いは、「非常変災のため」と記入する。

イ 登校時間の繰り下げ措置、下校時刻の繰り上げ措置をとった場合

「出席」の扱いとする。「遅刻」又は「早退」扱いにはしない。

2 教職員の措置（学校の施設管理）について

(1) 施設・設備への事前対応

校長は、風水害時の災害を未然に防止するため、校舎内外の危険箇所を点検し、必要な措置を講じる。

(2) 重要書類、危険薬品類等の安全保管

職員は、重要書類、文書、教材備品類、理科実験用危険薬品類等の安全保管及び非常持ち出しについて準備し、被害を最小限にする。

(3) 衛生管理体制の確保

学校で、救急班及び防疫班を編成し、学校に於ける衛生管理の徹底を図る。

3 収容施設としての対応について

(1) 校長・教頭の対応

ア 台風情報の事前収集と早期対策準備

台風接近の2・3日前から気象庁発表の台風情報などに十分留意し、愛媛県に接近や上陸の見込みが高い状況に至ったときに、早期に対応が図れるように対策を準備する。

イ 学校施設の安全点検実施

管理者は、台風接近等の場合、事前に施設の安全点検を行い、補強を行っておく。

ウ 夜間・休日等の校長等の参集

大型台風の接近または集中豪雨などによって、夜間・休日等に南予南部で気象警報が発表され、学校が収容施設として使われる可能性がある場合、管理職は参集する。

エ 学校施設に被害発生のおそれがある場合の職員の参集

管理者は、夜間・休日等に気象警報の発表を確認した場合、学校及び学校周辺の状況について、情報収集に努める。また、学校施設に大きな被害が発生し、管理者だけでの対応が困難な場合には、職員は速やかに学校へ参集し、必要な対応を行う。

オ 運営支援措置

(ア) 校長は、宇和島市から収容指示が出された場合、その周知を受けて速やかに収容施設として必要な措置を講じる。

(イ) 特に、夜間に台風上陸や集中豪雨、又はそれに伴う自主避難や避難勧告などのため住民が学校に避難してくる場合には、体育館だけでなく1階廊下の電灯をつけるなどして避難住民が安心して体育館に到着できるようにする。校内の情報機器を最大限活用するなどして台風の現在位置や災害の全体的な状況を把握するよう努める。

4 平日の早朝に「警報」が発令された場合

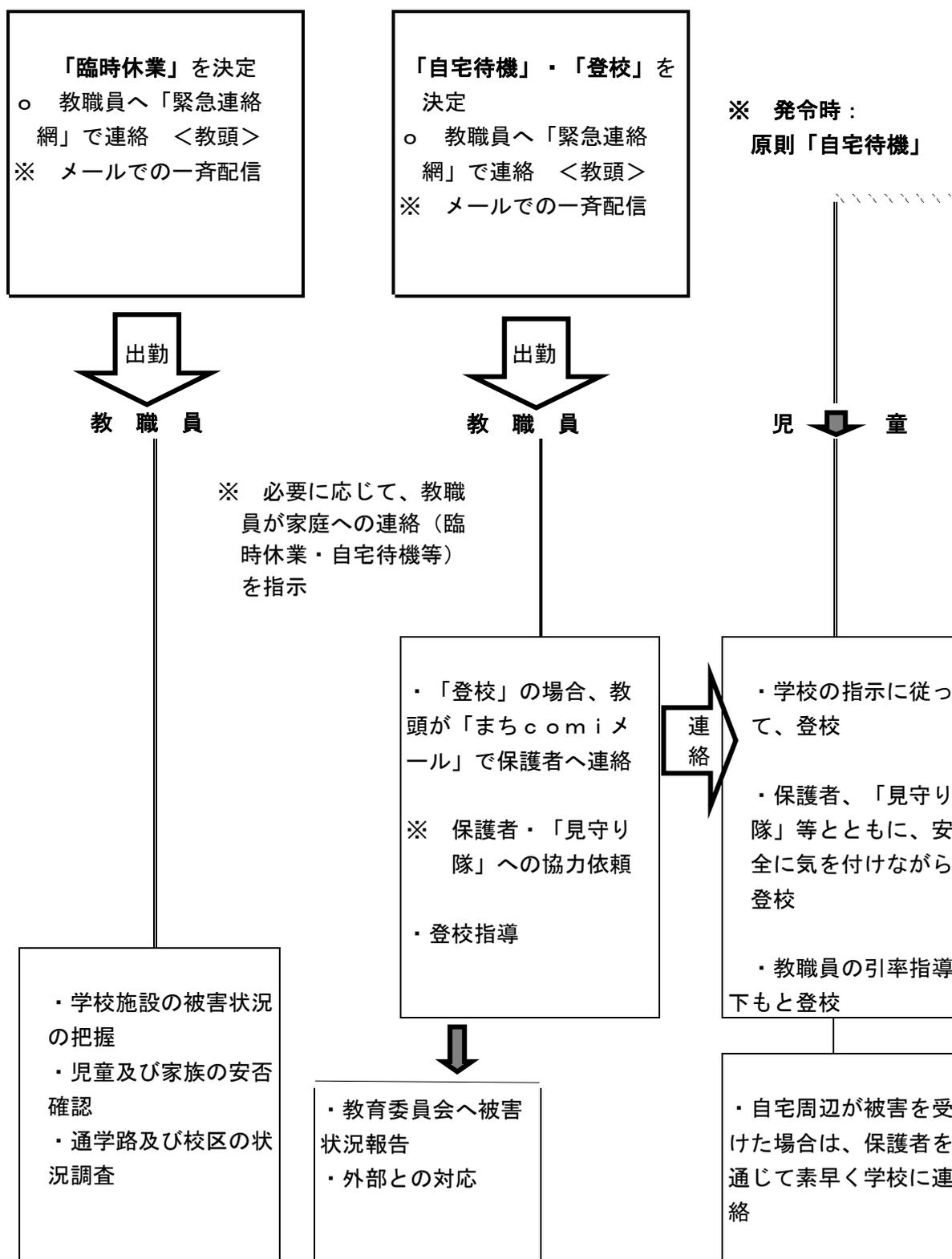
平日（授業日）の早朝、宇和島市に 警報（「暴風」「大雨」「洪水」「暴風雪」「大雪」「津波」のうち1つでも）が発令された場合	「まちcomi メール」活用
--	---------------------------

校長・教頭・教務主任で相談 午前6時30分



「まちcomiメール」で、今後の対応を知らせる。 午前6時40分

※ 状況に応じて、判断する。



< 留意点 >

- ※ <避難場所へ移動する場合>避難を優先する。
- ※ <学校で待機する場合>保護者が引き取りに来るまで、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせ、落ち着かせる。
- ◎ 引き渡した教職員、引き取った保護者が、共にカードに確認の署名を行う。
- ◎ 保護者の迎えが遅くなっている児童への精神的ケアに努める。
- ・ 必ず教師が側に付き、児童に安心感を与える。

児童引き渡し・緊急時連絡カード

児 童 氏 名	(男・女)	学 年 (担任)	年 ()
住 所 ・ 電 話 番 号	Tel		
保 護 者 名		児 童 と の 関 係	
兄 弟 姉 妹	(有・無)	年 ()	年 ()
緊 急 時 の 連 絡 先 (詳しく)			
引 き 取 り 者		児 童 と の 関 係	
	月 日 () 時 分	教 職 員 名	
避 難 場 所	引き渡し場所：		今後の避難場所：

【留意事項】

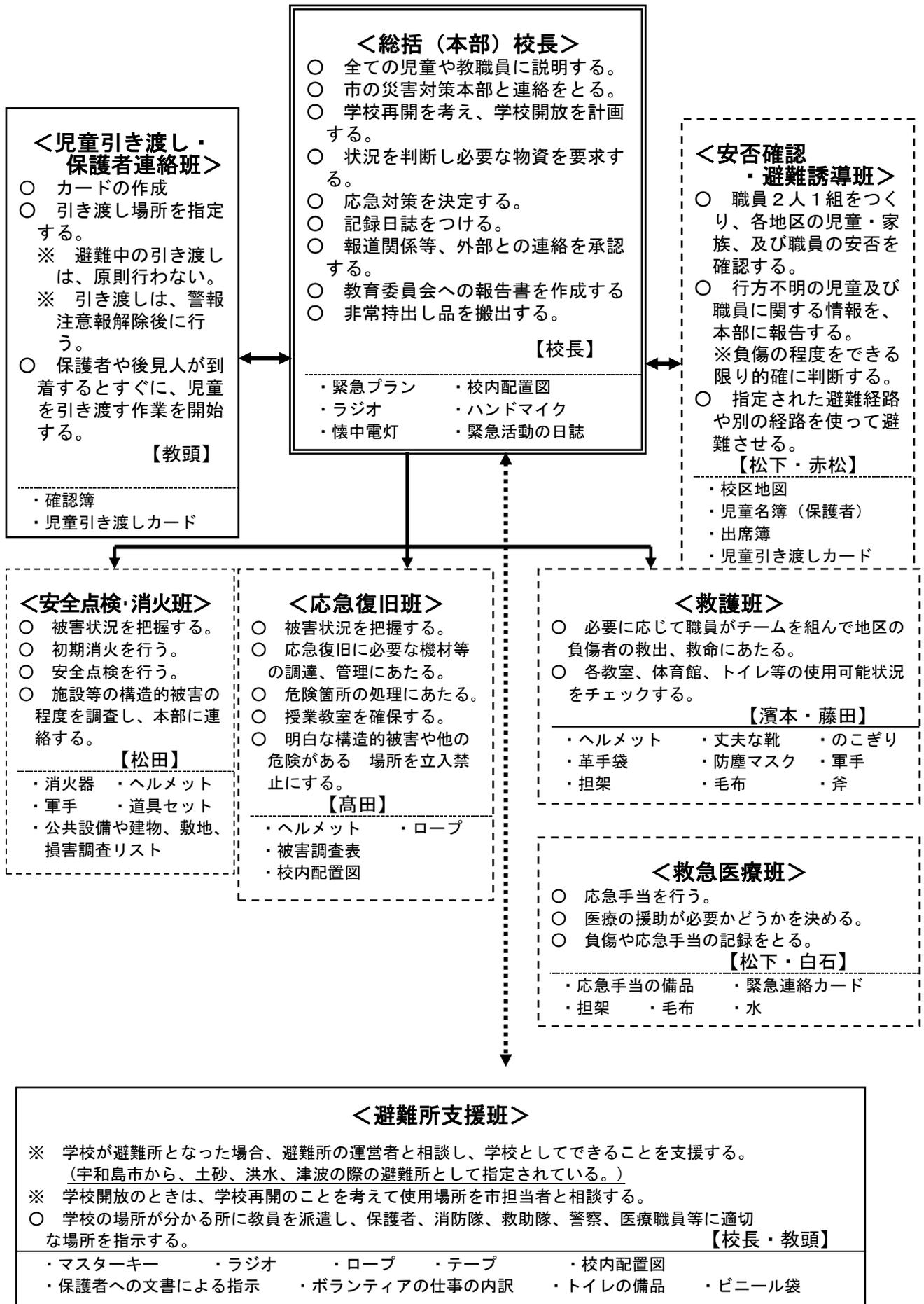
○ 引き渡し場所

第1・第2避難場所とも学校校舎2階（図書室・パソコン室）とする。
津波のときも同様とする。場合によっては、臨機応変に対応することもある。

○ 引き渡し方法

- ① 方法については、日頃から徹底しておく。
- ② 原則として、直接保護者に引き渡す。
- ③ 引き渡しカードで必ず確認してから行う。（携帯電話の写真でも可）
- ④ 留守家庭については、氏名・人数を確認し、学校で保護する。
- ⑤ 保護者等に直接引き渡すことが出来ない場合は、学校で保護する。

1 災害発生時における『学校災害対策本部』の設置



2 災害に関する用具一覧

	用 途	用 具 名	保管場所	点検
最 小 限 の 必 需 品	最初に 持ち出す物	・ 非常持ち出し袋（学校用） 救急バッグ 軍手 笛 懐中電灯 予備の電池 タオル ティッシュ ビニール袋 筆記用具（ペン）	職員室	○
		・ 防災用持ち出し袋 （防災頭巾（ヘルメット）や ライフジャケットは今後整備）	各児童、学級の棚 ※ 児童用持ち出し袋に 水とシートを常備	○
		・ A E D	玄関外	○
		・ 救急バック	保健室	○
		・ 着替え一式		○
	・ 飲料水 非常食	備蓄倉庫	○	
	伝 達	・ 拡声器	職員室	○
	情 報	・ 携帯ラジオ（電波が入り難い）	職員室	△
	救 助	・ 布粘着テープ（ガラスの破片用）	職員室	○
		・ スコップ	農具倉庫	○
		・ ハンマー	教具制作室	○
		・ のこぎり	教具制作室	○
		・ ナイフ・なた	教具制作室	○
		・ ロープ（縄）	東倉庫	○
		・ 脚立	教具制作室	○
・ 担架		保健室	○	
あ れ ば 便 利 な 物	・ バケツ	各教室	○	
	・ 調理用具（ラップ・ペーパーも）	家庭科室・湯沸室	○	
	・ トイレットペーパー	保健室	○	
	・ 毛布・バスタオル	保健室	○	
	・ 新聞紙	職員室	○	
	・ ビニールシート	教具制作室	○	
	・ ねこ車（一輪車）	農具倉庫前	○	
	・ ビニール袋	職員室	○	

3 心のケア

(1) 災害直後の心と体の状態

- ア 疲れが取れない、肩がこる、目が痛い、鼻が詰まる、腰痛、頭が重い など
- イ 眠れない、夜中に目がさめる、悪夢を見る、強い緊張感・恐怖感・不安感 など
 - やる気が出ない、小さな振動や物音に驚く、ぼんやりしてしまう、涙もろくなる
 - 誰からも助けてもらえないと感じる、一人になるのが怖い
 - イライラする、怒りっぽくなる など

(2) 異常事態での正常は対応

感じ方、考え方、行動面に現われるさまざまなストレス反応は、けっして異常なことではない。災害という異常な事態に対する人間の正常な反応である。

(3) 話す、聴く、共感し、共有

- ア 私たちは、人に話すことでストレスを発散し、心が癒されていく。一人だけで、感情を押し殺すよりも、気持ちを受け止めてくれる人に向かって話をする。感情を出す。
- イ 誰かが話してきたら、一生懸命耳を傾けて聴く。同じ恐ろしい体験をしたもの同士だからこそ、気持ちを共有できる。
- ウ 家族・親戚・近所の人など、身近な人の心を理解し、寄り添っていくことがとても大切となる。特に、子どもやお年寄りには、身近な人々の力が必要である。

(4) 被災後の子どもに見られる状態

- ア 無気力、暗闇への恐れ、夜尿（おねしょ）、悪夢、甘えや、わがままといった、いわゆる赤ちゃん返り（退行現象）などが見られる。
- イ 思春期になれば、様々な体の不調、引きこもりや反抗的態度が見られることもある。

(5) 対応の仕方

- ア やさしく、しっかりと受け止めてあげる。
- イ 赤ちゃん返り・・・やさしく抱きしめてあげる。
- ウ 思春期の子どもたち・・・頭ごなしにしっかりとつけるのではなく、感情を受け止めてあげる。
- エ 「災害遊び」といえるような、地震ごっこや、火事ごっこをして遊ぶ子どもたち
子どもなりに心を癒すための活動を本能的に行っている。しっかりとつけて、無理に止めさせてはいけない。逆に無理に子どもに被災時の絵を描かせたり作文を書かせたりすることは、注意しなくていけない。
- オ 「遊び」は、あくまでも子どもが自発的に、楽しい思いで行うものである。だからこそ心を癒す効果がある。

原子力災害に対する予防・措置等

本校は、伊方原子力発電所から約35kmの地点に位置し、校区の小名地区が30km圏内に該当する。

【1 正確な情報収集に努める。】

- (1) 原子力緊急事態が発生した場合、国・愛媛県・宇和島市のテレビやラジオ等による緊急放送等により、情報を収集する。
一斉放送、テレビ、ラジオ、広報車、インターネット等
- (2) 災害対策本部と綿密に連絡を取り合う。
- (3) 事前に国や愛媛県、宇和島市の対応内容、児童等のとるべき行動を把握しておく。

【2 適切な退避と避難】

<p style="text-align: center;">屋内退避</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋内に退避することは、屋根や壁などで放射線を遮ることになるので、外部被ばくを低減させる効果がある。 ○ 屋内の気密性を高めることで、放射性物質の侵入を抑え、内部被ばくを抑えることもできる。 ○ 屋内退避は、避難に比べて日常生活に近く、テレビ・ラジオからの報道に接することができるため、予測被ばく線量が小さいときに有効であると考えられる。 	<p style="text-align: center;">児童への指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ドアや窓を全部閉める。 ○ 換気扇などを止める。 ○ 外から入ってきた人は、顔や手を洗う。 ○ 防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオなどの正しい情報を得る。 ○ 食器にふたをしたりラップを掛けたりする。
<p style="text-align: center;">コンクリート 屋内退避</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンクリートの建物は、木造家屋よりも放射線の遮蔽効果が大きく、一般的に気密性も高いので、内部・外部被ばくの防護効果が高いと考えられている。 ○ 個人住宅の屋内退避では、被ばくの低減効果が小さい場合があり、コンクリート建屋への退避指示が行われる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 木造より防護効果がある。
<p style="text-align: center;">避 難</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難は、環境へ放出された放射線物質から遠く離れ、放射線による外部被ばく及び内部被ばくを防ぐための手段である。 ○ 避難に当たっては、愛媛県や宇和島市の指示に従う。 	<p style="text-align: center;">避難する上での注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 集合場所へは徒歩で移動し、持ち物は最小限にする。 ○ ガスや電気の消火・消灯をする。 ○ 戸締りを確実に行う。 <p style="text-align: center;">留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣所にも知らせる。 ○ 持病があるものは、常備薬を持参する。

弾道ミサイル発射に対する措置等

【1 Jアラートによる緊急情報が発信された場合、児童を安全な場所に避難誘導させる。】

(1) 屋外にいる場合

- ア 校舎内の壁側に誘導し、床に伏せて頭部を守るようにさせる。
- イ 校外で近くに建物がない場合は、できる限り物陰に身を隠し、地面に伏せて頭部を守るようにさせる。

(2) 屋内にいる場合

- ア 窓から離れ、机の下に入ったり床に伏せたりして、頭部を守るようにさせる。

【2 人員の確認】

- けがの有無を確認し、校長へ連絡する。けががあった場合は保健室へ運び、養護教諭と連携して今後の処置に当たる。

【3 追加情報等の収集】

- 追加の情報等はないか、テレビや携帯電話等で情報を把握し、状況把握に努める。

【4 被害状況の確認】

- 校舎施設等の被害状況を確認し、教育委員会へ連絡する。

【5 自宅にいる場合】

- 児童が自宅にいる時間帯であれば、状況によって登校時刻を変更、もしくは臨時休業などの措置をとる。

【6 不審物を発見したとき】

- 不審物を発見した場合は、絶対に近寄らないで、すぐに先生や大人に伝えるよう指導する。
- 不審物を発見した場合や、その他の連絡を受けた場合には、すぐに警察署、消防署に連絡する。